

広報にしかわ

1977

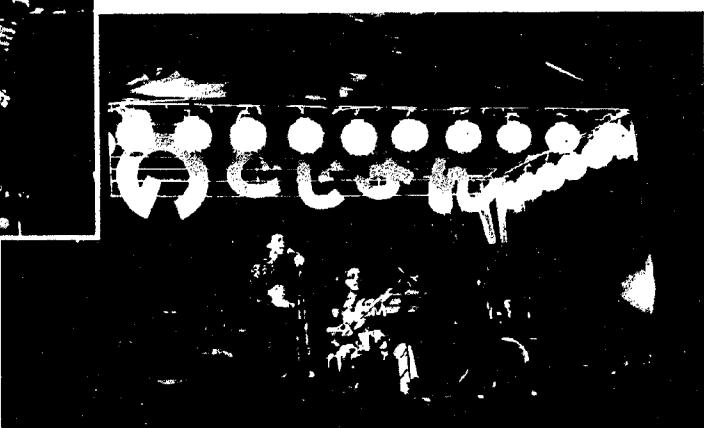
9/25

第194号

□ 発行／新潟県西蒲原郡西川町役場

□ 編集／総務課

□ 毎月10日・25日発行



熱唱！熱唱！
また熱唱……

第三回 のど自慢大会 結果発表

去る八月二十四日、曾根神社境内で行われた第三回のど自慢大会は、境内いっぱいの観客の声援の中で多数の方の参加により、盛大に行われました。

その結果は次のとおりです。

△歌謡曲の部

優勝 鏡 伸行

（長崎は今日も雨だった）

準優勝

筒井みゆき

（茶つみ）

三位 古俣喜美子

（おかあさん）

四位 灰野 修

（長崎の鐘）

五位 佐藤良雄

（名月赤城山）

六位 小林 勇

（おゆき）

△民謡の部

優勝 中山友衛

（ソーラン節）

準優勝 山崎昌子

（佐渡おけさ）

三位 長谷川恒徳

（あがらっしゃれ）

熱演賞 中村 弘

（江差追分）

（敬称略）

(1) 土地の保有に対して課税するもの

毎年1月1日において所有する土地の取得価額 $\times \frac{1.4}{100}$ これらの土地の固定資産税の課税標準となるべき価格の合計額 $\times \frac{1.4}{100}$ = 税額

$$\text{土地の取得価額} \times \text{税率} - \boxed{\text{固定資産税額相当額}}$$

(2) 土地の取得に対して課税するもの

毎年1月1日または7月1日前1年内に取得した土地(すでに申告納付すべきであったものを除く。)の取得価額の合計額 $\times \frac{3}{100}$ これららの土地にかかる不動産税の課税標準となるべき価格の合計額 $\times \frac{3}{100}$ = 税額

$$\text{土地の取得価額} \times \text{税率} - \boxed{\text{不動産取得税額相当額}}$$

特別土地 保有税 知識

◎特別土地保有税は、土地対策の一環として土地の投機的取得を抑制することを目的として、昭和四十八年に創設された地方税で、昭和四十四年一月一日以後に取得した一定面積以上の土地の保有者は、昭和四八年七月一日以後の一定面積以上の土地の取得に対して適用され、その土地所在の市町村において土地の所有者または取得者に課する税金で、そのしくみは次のとおりです。

(1) 土地の保有に対して課税するもの

(2) 土地の取得に対して課税するもの

(3) 特別土地保有税の算式による計算します。

(4) 特別土地保有税の免課税点

(5) 特別土地保有税の課税対象

(6) 特別土地保有税の課税対象

(7) 特別土地保有税の課税対象

(8) 特別土地保有税の課税対象

(9) 特別土地保有税の課税対象

(10) 特別土地保有税の課税対象

(11) 特別土地保有税の課税対象

(12) 特別土地保有税の課税対象

(13) 特別土地保有税の課税対象

(14) 特別土地保有税の課税対象

(15) 特別土地保有税の課税対象

(16) 特別土地保有税の課税対象

(17) 特別土地保有税の課税対象

(18) 特別土地保有税の課税対象

(19) 特別土地保有税の課税対象

(20) 特別土地保有税の課税対象

(21) 特別土地保有税の課税対象

(22) 特別土地保有税の課税対象

(23) 特別土地保有税の課税対象

(24) 特別土地保有税の課税対象

(25) 特別土地保有税の課税対象

(26) 特別土地保有税の課税対象

(27) 特別土地保有税の課税対象

(28) 特別土地保有税の課税対象

(29) 特別土地保有税の課税対象

(30) 特別土地保有税の課税対象

(31) 特別土地保有税の課税対象

(32) 特別土地保有税の課税対象

(33) 特別土地保有税の課税対象

(34) 特別土地保有税の課税対象

(35) 特別土地保有税の課税対象

(36) 特別土地保有税の課税対象

(37) 特別土地保有税の課税対象

(38) 特別土地保有税の課税対象

(39) 特別土地保有税の課税対象

(40) 特別土地保有税の課税対象

(41) 特別土地保有税の課税対象

(42) 特別土地保有税の課税対象

(43) 特別土地保有税の課税対象

(44) 特別土地保有税の課税対象

(45) 特別土地保有税の課税対象

(46) 特別土地保有税の課税対象

(47) 特別土地保有税の課税対象

(48) 特別土地保有税の課税対象

(49) 特別土地保有税の課税対象

(50) 特別土地保有税の課税対象

(51) 特別土地保有税の課税対象

(52) 特別土地保有税の課税対象

(53) 特別土地保有税の課税対象

(54) 特別土地保有税の課税対象

(55) 特別土地保有税の課税対象

(56) 特別土地保有税の課税対象

(57) 特別土地保有税の課税対象

(58) 特別土地保有税の課税対象

(59) 特別土地保有税の課税対象

(60) 特別土地保有税の課税対象

(61) 特別土地保有税の課税対象

(62) 特別土地保有税の課税対象

(63) 特別土地保有税の課税対象

(64) 特別土地保有税の課税対象

(65) 特別土地保有税の課税対象

(66) 特別土地保有税の課税対象

(67) 特別土地保有税の課税対象

(68) 特別土地保有税の課税対象

(69) 特別土地保有税の課税対象

(70) 特別土地保有税の課税対象

(71) 特別土地保有税の課税対象

(72) 特別土地保有税の課税対象

(73) 特別土地保有税の課税対象

(74) 特別土地保有税の課税対象

(75) 特別土地保有税の課税対象

(76) 特別土地保有税の課税対象

(77) 特別土地保有税の課税対象

(78) 特別土地保有税の課税対象

(79) 特別土地保有税の課税対象

(80) 特別土地保有税の課税対象

(81) 特別土地保有税の課税対象

(82) 特別土地保有税の課税対象

(83) 特別土地保有税の課税対象

(84) 特別土地保有税の課税対象

(85) 特別土地保有税の課税対象

(86) 特別土地保有税の課税対象

(87) 特別土地保有税の課税対象

(88) 特別土地保有税の課税対象

(89) 特別土地保有税の課税対象

(90) 特別土地保有税の課税対象

(91) 特別土地保有税の課税対象

(92) 特別土地保有税の課税対象

(93) 特別土地保有税の課税対象

(94) 特別土地保有税の課税対象

(95) 特別土地保有税の課税対象

(96) 特別土地保有税の課税対象

(97) 特別土地保有税の課税対象

(98) 特別土地保有税の課税対象

(99) 特別土地保有税の課税対象

(100) 特別土地保有税の課税対象

(101) 特別土地保有税の課税対象

(102) 特別土地保有税の課税対象

(103) 特別土地保有税の課税対象

(104) 特別土地保有税の課税対象

(105) 特別土地保有税の課税対象

(106) 特別土地保有税の課税対象

(107) 特別土地保有税の課税対象

(108) 特別土地保有税の課税対象

(109) 特別土地保有税の課税対象

(110) 特別土地保有税の課税対象

(111) 特別土地保有税の課税対象

(112) 特別土地保有税の課税対象

(113) 特別土地保有税の課税対象

(114) 特別土地保有税の課税対象

(115) 特別土地保有税の課税対象

(116) 特別土地保有税の課税対象

(117) 特別土地保有税の課税対象

(118) 特別土地保有税の課税対象

(119) 特別土地保有税の課税対象

(120) 特別土地保有税の課税対象

(121) 特別土地保有税の課税対象

(122) 特別土地保有税の課税対象

(123) 特別土地保有税の課税対象

(124) 特別土地保有税の課税対象

(125) 特別土地保有税の課税対象

(126) 特別土地保有税の課税対象

(127) 特別土地保有税の課税対象

(128) 特別土地保有税の課税対象

(129) 特別土地保有税の課税対象

(130) 特別土地保有税の課税対象

(131) 特別土地保有税の課税対象

(132) 特別土地保有税の課税対象

(133) 特別土地保有税の課税対象

(134) 特別土地保有税の課税対象

(135) 特別土地保有税の課税対象

(136) 特別土地保有税の課税対象

(137) 特別土地保有税の課税対象

(138) 特別土地保有税の課税対象

(139) 特別土地保有税の課税対象

(140) 特別土地保有税の課税対象

(141) 特別土地保有税の課税対象

(142) 特別土地保有税の課税対象

(143) 特別土地保有税の課税対象

(144) 特別土地保有税の課税対象

(145) 特別土地保有税の課税対象

(146) 特別土地保有税の課税対象

(147) 特別土地保有税の課税対象

(148) 特別土地保有税の課税対象

(149) 特別土地保有税の課税対象

(150) 特別土地保有税の課税対象

(151) 特別土地保有税の課税対象

(152) 特別土地保有税の課税対象

(153) 特別土地保有税の課税対象

(154) 特別土地保有税の課税対象

(155) 特別土地保有税の課税対象

(156) 特別土地保有税の課税対象

(157) 特別土地保有税の課税対象

(158) 特別土地保有税の課税対象

(159) 特別土地保有税の課税対象

(160) 特別土地保有税の課税対象

(161) 特別土地保有税の課税対象

(162) 特別土地保有税の課税対象

(163) 特別土地保有税の課税対象

(164) 特別土地保有税の課税対象

(165) 特別土地保有税の課税対象

(166) 特別土地保有税の課税対象

(167) 特別土地保有税の課税対象

(168) 特別土地保有税の課税対象

(169) 特別土地保有税の課税対象

(170) 特別土地保有税の課税対象

(171) 特別土地保有税の課税対象

(172) 特別土地保有税の課税対象

(173) 特別土地保有税の課税対象

(174) 特別土地保有税の課税対象

(175) 特別土地保有税の課税対象

(176) 特別土地保有税の課税対象

(177) 特別土地保有税の課税対象

(178) 特別土地保有税の課税対象

(179) 特別土地保有税の課税対象

(180) 特別土地保有税の課税対象

</

狂犬病

—予防集合注射—

のお知らせ

秋の狂犬病予防集会注射を次の
とおり実施します。

(2) 登録の済んでいない犬
　　登録手数料三〇〇円、集合注
射料七九〇円) 一、〇九〇円
(3) 個別注射料(獣医師の訪問
　　注射) 一、五〇〇円以上
　　未登録犬の場合は印鑑を持参し

◎不用犬は當日時間までに注射会場へつれてきてください。(一頭につき一千円(収入証紙)と印鑑をお持ちください。)

保健委員 定例研修会

—升鴻地区では初開催—

町では去る八月二十二日、保健委員制度発足以来初めての試みとして、保健委員定例研修会を升湯

<p>◎ 小学校で開催しました。</p> <p>事前準備には升鶴地区保健委員のボランティア活動もあり、当初懸念していました委員の出席も地域の熱意により地元を中心にして二名と多く、先の県の食生活改善リーダー研修会の伝達など一日たつぶりと研修を行い、これから地域保健の向上に役立つよう熱心に勉強しました。</p>	<p>○ 調理実習（全員）薄味の献立</p> <p>○ 指導 島山ミツ子</p> <p>○ 前山タケ子</p> <p>○ 試食</p> <p>○ 意見交換</p> <p>会食ながら薄味について</p> <p>○ 体力づくり “保健委員体操”</p> <p>○ 指導 高橋亥恵</p> <p>○ 話し合い</p> <p>「保健委員活動の方向と問題点</p> <p>○ 部落活動の事例発表</p> <p>○ 中作・鱈</p> <p>○ 話し合い</p> <p>○ 話し合いのまとめと発表</p>
<p>▽ 八月の保健委員 研修会内容</p> <p>○ 部落（町内）活動を推進しよ</p>	<p>○ 話し合い</p>

拠出年金のおもな届出（年金受給者）

届出を希望する場合	届出などの名前	提出期限
毎年引き続いて年金の支払いをうけようとする場合	国民年金受給権者現況届	毎年2月15日 (老齢年金など) 毎年5月31日 (障害年金など)
氏名をかえたとき	年金受給権者氏名変更届	14日以内
住所・支払機関をかえたとき	年金受給権者住所・支払機関変更届	14日以内
年金証書をなくしたりしたとき	年金証書再交付申請書	そのつど
支払通知書をなくしたりしたとき	支払通知書亡失届	そのつど
2つ以上の年金をうける権利を得たとき	国民年金受給選択申出書	すみやかに
180,000円未満の老齢年金をうけている人が障害者になつたとき	国民年金老齢年金額改定請求書	障害者となつたとき
年金をうけていた人が死亡したとき	国民年金受給権者死亡届	14日以内
未支給年金をうけようとするとき	国民年金未支給年金支給請求書	年金をうけていた人が死亡してから5年以内

こんなときは
……畠出を

こんなときは、
……届出を
(拠出年金)

西川町で国民年金の老齢年金や
障害年金などを受けている人は、
現在八百二十四人おられます。
引き続いて年金を受けていくた
めには、毎年一定期限までに「現
況届」を、また、住所が変わった
ときや事故などがあったときは、
そのつど「届出」をすることが必
要です。
この届出を怠りますと、年金の
支払いがストップしたり、年金の
支払い通知書が届かなかつたりし
ますのでご注意ください。

おもな「届出」は別表のとおり
ですが、正しく、速やかな手続き
をし、大切な自分の権利を守りま
しょう。

これらの届書の提出先は、原則
として国民年金係の窓口ですが、
老齢年金と通算老齢年金の受給者
については、社会保険庁業務課(一
〒167 東京都杉並区高井戸西3-15
1-24)となります。

また、添付書類が必要な場合も
ありますので、届出にあたっては、
最寄りの年金委員さんか国民年金
系に相談してみてください。

第194号)

広報にしかわ

なぜあがる 固定資産税

間、私は三、四年前土地、家屋を購入しましたが、これにかかる固定資産税が毎年あがっておりります。その後新たに土地、家屋を購入しております。どうして税金があるのですか。

(答)、固定資産税は所有している土地、家屋及び事業用の撤却資産に課税されます。それに異動が多く税金が増加する理由は、一般的には所有している土地の負担調整という措置のためであります。

このことを簡単に説明をしますと、土地の税金は本来その土地の評価額に税率を乗じて求めることになつております。(本則課税)しかし近年のように地価が上昇している状態では、三年ごとに行われる評価替のたびに価格が大幅に上昇し、税の負担増をまぬく結果になります。

これらの急激な負担増を緩和す

(例) 私とBさんは隣り同志で、ほぼ同じ程度の土地をもち、私は理容院の敷地に、Bさんは住居の敷地として利用していますが、固定資産税がだいぶ違います。建物は同程度なのに、どうしてでしょうか。宅地はそれぞれの土地の利用状況によって、課税上次の三種類に大別して税額の計算をしております。

昭和53年
歌会始
詠進歌
詠進要領

(4) 詩式は、半紙を左半面に住所、氏名(ふりがなつき)生年(じねん)と職業(なるべく具体的に)を書いてください。(書式図参照)

無職の場合は、元の職業を書いてください。

注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

(1) 一人で一首以上詠進した場合。

(2) 詠された歌が既に発表された歌と同一又は、著しく類似している場合。

(書式図)		(約24センチメートル)	
職業	住		
氏ふり			母
年月日生	名な所	(折り目)	
			(約33センチメートル)

る措置として、一挙に上昇する分を三年間に分けて引き上げていくことをいう考え方（負担調整措置）がとられているのです。具体的には、前年度の課税標準額（税率を乗ずる基の数値）を基に、三年間で年々1割ずつ上昇します。

ります。
③非住宅用地
倉庫、工場、店舗等の宅地につ
いては評価額が課税標準額となり
ます。
以上のように同じ評価額の土地

(一) 詠進歌は、自作の歌で一人
一首とし、未発表のもの。
(二) 用紙は半紙（習字用半紙（
白紙）がよい。）とし、毛筆
で自書してください。
(三) 病気又は身体障害のため毛

(3) 漢詩歌を歌会始
の行われる日以前に、新聞・
雑誌その他の出版物・年賀状
等により発表した場合。

ごみをどうぞ! ゴミの 収集処理

海上保安学校 学生募集

一、受付期間
昭和五十二年十月四日から十月二、試験日
昭和五十二年十月四日三、採用予定数
海上保安大学学生 約五十名四、試験地
海上保安学校卒業者（昭和五十三年三月までに卒業見込みの者を含む）

又は、大学入学資格検定に合格した者。

した者。

秋
遠居翁

遠藤玲子

曾根小学校4年
遠藤 玲子さん

一評



伸び伸びと、力強く、
ていねいに書けました。

指導 平原キイ先生

◆9月～10月の衛生行事◆

月日 (曜日)	種目	対象	場所	時間	備考
9月 29日 (木)	糖尿病検診 結果指導会	糖尿病検診受診者 (鎌郷・升湯地区)	分館	受付 午後1:10~1:30 4時頃終了	個人通知
10月 2日 (日)	婦人検診	全町希望者	役場	受付 午前9:30~11:30 午後1:00~2:00	申込みをしなかった人も受診できます (料金無料)
3日 (月)	糖尿病検診 結果指導	糖尿病検診受診者 (曾根地区)	分館	受付 午前8:40~9:00 11時半頃終了	個人通知
11日 (火)	犬の登録と 狂犬病 予防注射	全町の飼い犬	飼育課 保育所 鎌郷 西川町役場	午前10:00~10:30 午前11:00~11:30 午後12:00~12:30 午後1:30~3:00	時間厳守 印鑑持参
12日 (水)	糖尿病相談会	糖尿病検診受診者 で糖尿病型・ 境界型の人	役場	午後1:30~4:00	受付 1:00~1:30 個人通知

身体の不自由な方々の一曲招待」と題した番組を放送いたします。

両陣では、NPK総合テレビにて毎日午後六時四十五分から放送しておりますローカルニュース番組「きょうのにいがた」(土・日・祝)は六時五十分から)に十月十二日、日赤奉仕団・家庭奉仕員・ランティアの方々の協力による

テレビ放送の お知らせ

お知らせ

○合同相談所開設○

—行政・心配ごと・民生 人權擁護・役場事務—

10月17日から全国いっせいに行政相談週間が始まります。
税務署・法務局・郵便局などの国の仕事・県の仕事・国鉄・電気公社などの仕事を
△チキバキやってもらえない △不親切な扱いを受けた
△納得できない △どうしてよいかわからない
△こうしてほしい
などの苦情や相談、意見をお持ちの方は、行政相談員にお話し出してください。
町では、10月17日には行政・心配ごと・民生・人権擁護・役場事務相談の、合同相談所を開
きます。家庭のこと・心配ごと・人権擁護のことなどについて、それぞれの相談員が相談に
じます。

相談は無料で、内容の秘密は厳守されますので、安心してお気軽においでください。

とき 10月17日 午後1時30分から4時まで
ところ 老人いこいの家「西川荘」

第六章 儿童与家庭治疗的
相关性

安非 岳峰氏（行政）

植木 忠平氏（人情攝護）

丹羽 隆清氏《心配ごと》

內褲惠知郎氏（民生）

高井 雄雄氏（心配ごと）

石黑喜十郎氏（役場事務）

*毎月末日(日曜・祭日の場合はその前日)に行われている行政事務相談は、10月に限り17日に繰り上げて行います。

安藤雅人
恒夫下山

あめこた

町民のうき

丹羽 隆幸 逃藤 純祐
 橋浦 鉄平 神田 直人 土田 肇
 本間 丞 美夏 麗花 久
 篠井 直子 喜久 文
 棚橋 和也 美奈 川崎 雄
 裕一 % % 正男 中村
 信次 正隆 岩崎 雄
 一良 志義 家
 良一 % % 不二夫 昭
 天竺堂 新栄町 分
 八番町 学校町 見
 旗屋 天竺堂 帯
 一旗屋

太田鉄雄
（齊藤）キタイ
小林福一 小林鉄雄
（田辺）ヨキエ 福一 矢島